

# 群馬県特定指定物質の適正な管理に関する指針

## 第1 目的

この指針は、群馬県内の工場又は事業場において第2に規定する特定指定物質の管理の適正化を図り、当該物質に係る事故等による利水障害等の発生を未然に防止するとともに、事故時の被害の拡大を防止するために必要な事項を定めるものとする。

## 第2 対象物質

この指針で「特定指定物質」とは、群馬県の生活環境を保全する条例第四十七条に規定する次の物質であって、公共用水域に排出されることによって、著しい利水障害等の原因となるおそれがあるものをいう。

- ア ホルムアルデヒド
- イ クロロホルム
- ウ アルミニウム及びその化合物
- エ 塩素酸及びその塩
- オ 臭素酸及びその塩
- カ マンガン及びその化合物
- キ 鉄及びその化合物
- ク 銅及びその化合物
- ケ 亜鉛及びその化合物
- コ フェノール類及びその塩類
- サ 一・三・五・七-テトラアザトリシクロ [三・三・一・一]<sup>三・七</sup> デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）

## 第3 対象事業者

本指針の対象とする事業者は、群馬県内に工場又は事業場を有し、特定指定物質を取り扱っている者（以下「事業者」という。）とする。

## 第4 特定指定物質の適正管理のための基本的事項

### 1 特定指定物質の管理の体系化

次の「基本方針」及び「実施計画」から構成される「適正管理計画」を定め、特定指定物質について、体系的な管理を推進するものとする。

#### (1) 基本方針の策定

事業者は、工場又は事業場における特定指定物質の管理について、環境汚染や事故等を未然に防止し、良好な環境を確保するための基本方針を定めるものとする。

#### (2) 実施計画の策定

事業者は、基本方針に則して、特定指定物質の適正管理について、具体的な目標、方策等を定めた実施計画を定めるものとする。

### 2 特定指定物質の適正管理のための情報の収集、整理

#### (1) 取り扱う特定指定物質の性状及び量の把握

事業者は、次により取り扱う特定指定物質の性状及び量等を把握するものとする。

- ア 仕入れ先からの情報や化学物質等安全データシート（MSDS）、関連文献、国のデータベース等により、取り扱う特定指定物質の性状、形状を把握すること。
- イ 特定指定物質の取扱量を把握し、性状、形状とともに記録、保存すること。

なお、取扱量は特定指定物質の重量によるものとし、混合物の場合は、濃度を乗じることにより把握する方法等によるものとする。

ウ 特定指定物質ごとに、上記の情報を整理し、分かりやすい方法で保存、管理すること。

#### (2) 取扱い工程における排出の可能性の把握

事業者は、特定指定物質について製造、使用、貯蔵又は処理等の各取扱工程を実地に調査し、各工程における特定指定物質の流出等の可能性、及び流出した場合の公共用水域への流入の可能性について把握するものとする。

#### (3) 新規取扱特定指定物質の事前評価

事業者は、新たに取り扱いすることとなる特定指定物質について、事前に必要な情報を収集し、その性状を評価して、適正管理の方法について検討するものとする。

### 第5 管理体制の整備

事業者は、特定指定物質を取り扱う事業所ごとに、次により特定指定物質を適正に管理するための体制を整備するものとする。

#### (1) 管理体制の整備

事業者は、特定指定物質の適正管理に係る責任者を選任し、各工程で取り扱う特定指定物質について一元的に把握、管理するための体制を整備する。

#### (2) 管理状況の把握、情報管理

事業者は、(1)の責任者をして、定期的に会議等を開催し、特定指定物質の管理状況について把握、評価するとともに、必要な改善を行うこと。

#### (3) 適正管理のための教育・訓練

事業者は、従事者等すべての関係者に対し、特定指定物質に関する情報提供、教育を行うとともに、事故時の対応等について定期的に訓練を実施するものとする。

### 第6 特定指定物質の管理

#### (1) 設備面の対策

事業者は、取り扱う特定指定物質の性状、形状、量等に応じ、事故等による環境中への漏出を未然に防止するため、実情に即し、設備について次の対策を行うものとする。

ア 特定指定物質の漏出が公共用水域に影響を及ぼさない設備の位置、配置

イ 防液堤等、万一特定指定物質が漏出した場合でも公共用水域への流入を防ぐための設備の設置

ウ 亀裂等の異常を容易に点検できる構造の採用

エ バルブ類等の操作機器への誤作動防止のための適切な表示

オ 特定指定物質の浸透を防止するための床面の処理

カ 特定指定物質を適切に回収するための設備の設置

キ 耐震性、防火性に優れた堅固な構造の採用

#### (2) 設備点検の実施

事業者は、特定指定物質を取り扱う施設及び設備の破損、腐食等による特定指定物質の流出の有無等について定期的に点検し、記録するものとする。また、異常が認められた場合は、速やかに補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (3) 特定指定物質を含む廃棄物の管理

事業者は、特定指定物質を含む廃棄物の発生抑制に努めるとともに、廃棄するまでの間、(1)による設備等で、適切に保管するものとする。また、廃棄処理を委託する場合は、受託者にその性状を書面で伝達するとともに、適正な処理が行われたことを確認するものとする。

#### (4) 排出状況の監視

事業者は、関係法令等に基づき監視項目、測定頻度等を定め、排水等の定期的な測定を行い、特定指定物質の排出状況を監視するとともに、関係法令等の定めるところにより測定記録を保管するものとする。

### 第7 特定指定物質の使用の合理化に関する取組み

#### (1) 環境中への排出量の削減

事業者は、取扱工程の見直し、回収・再利用の徹底等により特定指定物質の取扱量の削減に努めるとともに、設備の改善等により特定指定物質の環境中への排出の抑制に努めるものとする。

#### (2) 危険性の少ない代替物質への転換

事業者は、特定指定物質による環境リスクの低減及び事故による被害の未然防止等を図るため、取り扱っている特定指定物質について再評価を行い、必要に応じて危険性の少ない代替物質への転換に努めるものとする。

### 第8 事故時の措置

#### (1) 事故発生時の緊急連絡体制の整備

事業者は、施設等の故障、破損その他により特定指定物質が流出した場合に備えて、特定指定物質を取り扱っている事業所ごとに、次の緊急連絡体制を整備し、従事者に周知するものとする。

ア 事故発生時の事業所内における緊急連絡網・指揮命令系統・役割分担（休日夜間を含む。）

イ 事故発生時の関係行政機関への通報体制ならびに近隣の居住者等への連絡体制

#### (2) 事故発生時の環境被害防止機材等の備え置き

事業者は、事故に備え、被害拡大防止のために必要な薬剤、資材、機材等をあらかじめ準備するとともに、実施可能な応急の措置について検討しておくこと。

#### (3) 事故時の措置

事業者は、施設等の故障、破損その他により特定指定物質が流出したときは、次に定める措置を講ずるものとする。

ア 直ちに応急の措置を講じ、かつその事故等を速やかに復旧するとともに、一次被害の発生防止に努めること。

イ 事業者は、当該事故の状況および講じた措置、特定指定物質が公共用水域に流出した場合はその量を把握して、直ちに関係機関に通報すること。

ウ 事業者は、近隣の居住者等の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがあるときは、直ちに近隣の居住者及び関係機関等に連絡し、必要に応じて避難誘導を行うこと。

#### (4) 事故の検証

事業者は、事故時の措置について検証を行い、その結果を踏まえ、事故時の措置について必要な見直しを行うことにより、改善に努めるものとする。事故に至らなかった軽易な異常についても同様とする。

### 第9 リスクコミュニケーションの促進

事業者は、特定指定物質による事故等を未然に防止するため、情報を積極的に公表し、住民等の理解、協力によるセーフティーネットの構築に向け、次の取組みに努めるものとする。

#### (1) 体制の整備

事業者は、特定指定物質の取扱いに対する住民等の理解を深めるため、必要な情報を適切に提供するための窓口を明確にするものとする。

#### (2) 情報の提供等

事業者は、事業活動の内容、特定指定物質の取扱等の状況に関し、環境報告書の作成、ホームページへの掲載、見学会の開催等によりリスクコミュニケーションを実施し、住民等の理解の増進を図るものとする。

(3) 住民意見等の尊重

事業者は、住民等から寄せられた意見を尊重し、適切なものについて、事故等の未然防止の観点から積極的に取り入れ、改善策に活かすよう努めるものとする。

## 第10 その他

事業者は、特定指定物質を他人に譲り渡すときは、特定指定物質に関する情報を適切に伝え、適正管理、事故の未然防止等の支援に努めるものとする。

### 附 則

この指針は、平成25年4月1日から施行する。